

社会福祉法人ひまわり会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「法人」という）の役員等の報酬並びに費用（以下「報酬等」という）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他の委員等

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 役員等に対する報酬は、別表1のとおりとする。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 4 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 6 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、別に定める旅費規程により支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程における理事及び監事、評議員の報酬等にかかわる規定の改廃は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は平成29年4月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

区分	報酬額	支給時期
理事及び監事	日額 3,000円	理事会等の開催の都度
監事	日額 5,000円	監査・出納調査の開催の都度
評議員	日額 3,000円	評議員会等の開催の都度
その他の委員等	日額 3,000円	法人の運営のための業務に当たった都度